

平川小学校いじめ防止基本方針

(※令和2年3月改訂)

(1) めざす子ども像

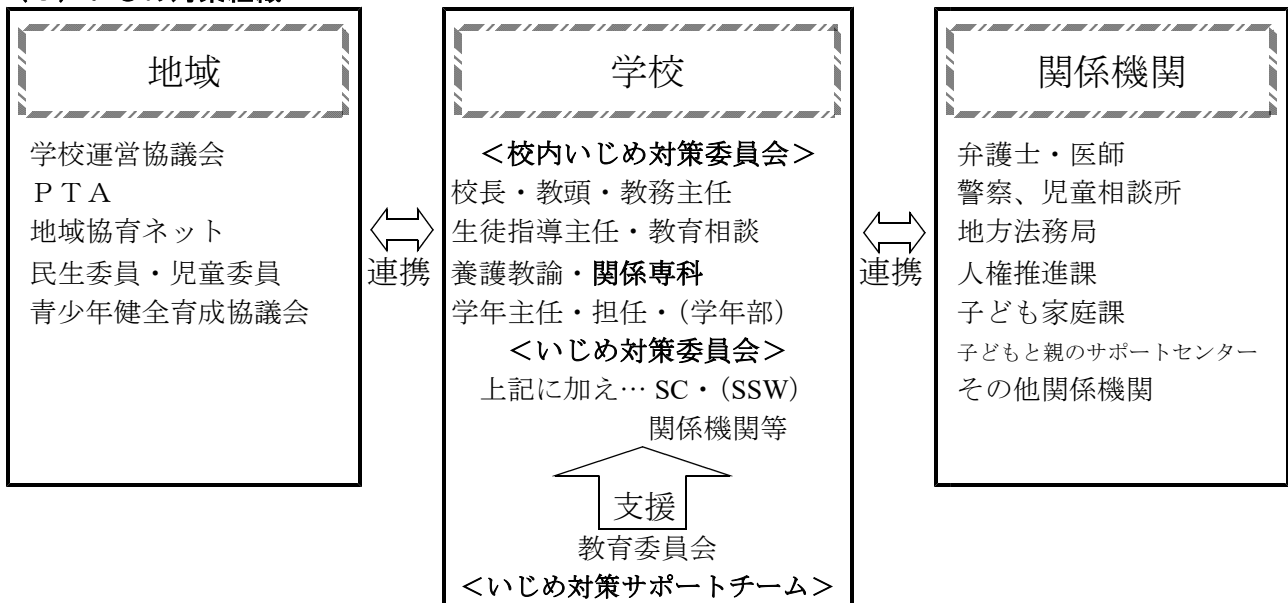
かしこく	やさしく	たくましい
探求・主体性・希望	協調・感謝・敬愛	挑戦・自主・根気

《 確かな学力 ・ 豊かな心 ・ 健やかな体 》

(2) いじめ対応のポイント

- 1 職員はいじめの未然防止・発見・解消に向けて、積極的に取り組む。報告・連絡・相談の徹底
- 2 被害児童の立場に立った指導・支援
- 3 「いじめは人間として絶対に許されない行為である」毅然とした姿勢
- 4 学校・学級全体の問題として組織的に取り組むとともに、家庭との連絡・連携を密にし、いじめの未然防止・早期発見・解消に努める取組

(3) いじめ対策組織



(4) いじめの防止(「いじめの防止等のための基本的な方針」一文部科学省)

<未然防止の基本>

- ・周囲の友人や教職員と信頼できる関係づくりを進める。
 - ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる授業、集団、学校づくりを進める。
 - ・集団の一員としての自覚や自信の醸成をする。
 - ・互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが構築する。
- 生徒指導、教育相談の充実・強化
- ・いじめに対する正しい理解「いじめられた児童生徒の立場に立ったいじめの認知」
 - ・教職員の人権意識の高揚「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」
⇒「いじめの積極的な認知」
- 「いじめは決して許されない」集団づくり
- ・児童同士の間関係づくり＝認め合い、支え合い、学び合う集団づくり ⇒ (AFPY の実践)
- わかる授業づくり
- ・生徒指導の3機能「ま・ほ・う」に基づく授業づくりの推進
「ま…まかせる(自己決定)」「ほ…ほめる(自己存在感)」「う…うけとめる(共感的人間関係)」
 - ・授業公開(教職員の資質能力の向上)
 - ・生徒指導研修会の開催
 - ・道徳教育の充実及び人権参観日の開催
- 家庭・地域との連携

- ・学校、家庭、地域との緊密な連携、協働による解決
- ・PTA、学校運営協議会、地域協育ネット、青少年健全育成協議会等の関係団体等の連携、いじめ問題の解決に向けた地域ぐるみの取組
- ・日常の取り組みの情報発信（学年便り、学校便り、相談だより等）

○校種間連携の充実

- ・幼稚園、保育所、小学校、中学校との連携

(5) いじめの早期発見・積極的認知

＜早期発見の基本＞ ～心のセーフティーネット～

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係を構築する。
- ・児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保持する。
- ・児童のささやかな変化に気づき、気づいた情報を確実に共有、速やかに対応する。

○具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・金品をたかられる。
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。
- 「いじめ防止等のための基本的な方針－改定・通知（平成29年3月14日）－文部科学省」

- 「いじり」と言われる行為について（「基本方針改定に伴う学校における留意事項－山口県教委」）
いじめとの境界は不明瞭であり、被害が発生している可能性がある。そのため「いじり」の背景調査を行い、児童の感じる被害性に着目した上で「いじめ」の可否を判断する。

○いじめの分類

【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

児童生徒間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又は、いじめに起因して児童生徒の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」に至る可能性のあるもの。

【問題行動等対応マニュアル（平成28年3月版）－山口県教育委員会】

○積極的認知の具体

- ・定期（週1回）生活アンケート調査の実施 ※原則－毎週水曜日・朝学の時間
- ・Fitの実施（6月・11月）年2回
- ・日記等からの情報収集と人間関係づくり
- ・児童とふれあう機会（給食・休み時間等を利用したみんな遊び・清掃活動（協働）など）を増やすことによる信頼関係の構築と行動の観察
- ・不登校早期対応カード、いじめ速報カードの利用、情報共有

○教育相談活動の充実

- ・教育相談週間「すっきり週間」（6月・11月・2月）の実施…全学年、全児童（各学級担任）

- ・教育相談「SC訪問」の実施（⇒児童、保護者）
- ・相談ボックス（ききみみうさぎ）の設置
- ・「すっきりルーム」（ふれあいタイム）の弾力的な活用 ⇒ 児童の居場所づくり

（6）いじめに対する支援・指導

＜支援・指導の基本＞

- ・特定の教職員で抱え込まず、速やかな組織的対応をする。
- ・いじめ対策のための「組織」が、支援すべき事案か否かを判断する。（事実関係の把握）
- ・支援を要する場合、児童の支援・指導など、解消までの責任を「組織」が保持する。

○いじめに対する指導・支援のながれ

※第一通報（児童・保護者・教職員・関係機関・地域）を受けて

・・・「重大事態の発生」の認識

①「校内いじめ対策委員会」の開催

- ・現時点での各児童の実態確認と情報共有、今後の対応方針の決定

②被害・加害児童の事実確認

- ・被害児童、加害児童、及び周辺の児童から聴取（いじめの内容・期間、原因・背景等）

③「(校内) いじめ防止対策委員会」の開催（每学期1回、必要に応じて）

- 1 事実確認（いじめの認知）
- 2 被害児童への支援方針の決定
 - ・教育相談等による共感的理解、SC等による心のケア
 - ・教室外への緊急避難（すっきりルームの活用）
 - ・家庭訪問
- 3 加害児童への指導・支援方針の決定
 - ・謝罪について
 - ・教室外での個別支援の実施（SC等による心のケア）
- 4 学級（周辺）児童への指導・支援方針の決定
 - ・いじめを助長・促進・支持する言動への指導及び黙認することへの指導
 - ・いじめの解消に向けた具体的な行動の示唆
 - ・二次的ないじめの防止
- 5 被害、加害児童保護者への連絡と報告の方針の決定
- 6 関係機関への支援要請

④「いじめ速報カード」による報告（報告・連絡・相談＋記録・確認）

- ・生徒指導主任→学年主任（担任）→管理職（校長・教頭）
- ・学校長（生徒指導）は、速報カードと同時に、市教育委員会に速やかに報告（電話）
- ・5W1Hの確認
- ・時系列での記録の蓄積

⑤職員会議の開催（必要に応じて）

- ・全教職員の共通理解、全教職員の支援体制の構築

⑥「校内いじめ対策委員会」の開催

- ・「いじめ解消」に向けての支援・指導の経過確認

⑦「いじめ続報カード」の発行

⑧「いじめ解消」の確認と再発防止

- ※最終的な「いじめの解消」の判断基準は、少なくとも3カ月を要する。
- ・継続的な注視、心のケア

（7）発達障害等、困り感のある児童への支援

- 特別支援コーディネーターを中心とした積極的な児童理解の推進
- 発達障害等、困り感のある児童支援研修会の実施

(8) いじめの解消

○いじめ解消の定義

※いじめは、謝罪をもって安易に解消するものではない。

※いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。この目安にかかわらず、学校設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【いじめ防止等のための基本的な方針—改定・通知（平成29年3月14日）—文部科学省】

○「いじめ解消」の具体

- ・学級担任、学年、関係専科教員による日常観察
- ・定期的な教育相談による確認 ⇒
 - ・週1回の生活アンケートによる聞き取り
 - ・学期に1回の教育相談週間「すっきり週間」
 - ・相談箱「ききみみうさぎ」

○被害児童、加害児童、周辺児童への継続的な聞き取り

- 被害児童保護者への確認 ⇒
 - ・定期的な家庭連絡（電話連絡、家庭訪問等）
 - ・学校行事等を通しての確認

(9) いじめの未然防止・早期発見に関わる年間計画

4月	・いじめ防止基本方針の確認	○生活アンケートの実施（週1回） 原則、毎週水曜日、朝学の時間
5月	・保護者配付（いじめ防止基本方針） ・児童共通理解の会①	○生徒指導部会（月1回程度） 月ごとの各学年の様子について、報告、協議する。
6月	・教育相談週間（学級）＋F i tの実施（3～6年）	○S Cによる教育相談
7月	・F i t研修会	○相談箱「ききみみうさぎ」の設置
8月	・2学期に向けた生徒指導部会	○特別支援教育だよりの発行（月1回程度）
10月	・いじめ防止・根絶強調月間 ・児童共通理解の会② ・人権参観日—人権に関する授業実践	○いじめ防止対策委員会 （毎学期1回、必要に応じて）
11月	・教育相談週間（学級）＋F i tの実施（3～6年）	
1月	・いじめにかかわる生徒指導研修会	
2月	・児童共通理解の会③ ・教育相談週間（学級）	